

陳 情 文 書 表

(文化市民局)

受 理 番 号	4 8 3 2	受理年月日	令和 8 年 6 月 26 日
件 名	パブリックコメント制度の透明性向上及び運用改善		
要 旨	京都市が実施するパブリックコメント（市民意見募集手続）について、提出意見の公開方法・分類方法・要約作成方法・責任体制を明確化し、国の基準（行政手続法及び国のパブリックコメント制度ガイドライン）を参考にした透明性の高い制度へ改善することを求めるものである。 その理由は以下のとおりである。 1 提出意見の全文公開により透明性を確保する必要がある。現行の京都市パブリックコメントでは、提出意見は要約のみが公表され、原文（全文）は公開されていない。しかし、要約の過程で、ニュアンスの変化、重要論点の省略、行政側の恣意的な分類が生じる可能性があり、市民参加制度としての信頼性を損なっている。国の行政手続法（第43条）は、提出意見を公示することを求めており、全文公開はその趣旨に最も適合する。 2 意見提出者自身による賛成・反対・その他の明示は、民意の把握に不可欠である。現行制度では、提出意見が賛成か反対かを市が独自に分類しており、分類基準が不透明である。意見提出者自身に、賛成・反対・その他（中立・提案・質問など）を選択してもらい、その総数を公表することで、民意の傾向を正確に把握できる。 なお、行政手続法は、意見の数ではなく内容を考慮すると規定しているが（第42条）、地方自治体が件数を公表することを禁じていない。 3 パブコメ結果に付される京都市の見解について、責任の所在を明確化する必要がある。現在、パブコメ結果に付される市の考え方について、どの部署が作成したのか、どの職位が最終責任者なのかが明示されていない。行政文書としての信頼性を高めるため、作成部署名・責任者（課長級以上）の明示が必要である。 4 要約作成にA Iを活用し、手順を明確化することで効率化と公平性を両立できる。A I技術の発展により、提出意見の分類・要約は機械的処理が可能となっている。A Iを活用することで、作業負担の軽減、恣意性の排除、手順の標準化が期待できる。また、要約作成の手順（分類基準・チェック体制）を明文化することで、透明性が向上する。総務省の行政手続法事務取扱ガイドライン（令和6年版）でも、行政手続のデジタル化・A I活用が推奨されている。 5 国の基準（行政手続法・パブコメ制度ガイドライン）を参考にすべきである。国のパブリックコメント制度は、行政手続法第6章（第38条から第45条）に基づき運用されている。行政手続法（第6章：意見公募手続）、総務省の意見公募手続（パブコメ）の概要、内閣官房のパブリックコメント制度の概要（参考資料）、総務省の行政手続法事務取扱ガイドライン（令和6年版）、これら国の基準は、京都市のパブリックコメント制度改善において参照すべき重要な指針である。 ついては、京都市において、以下のとおり制度改善を行うことを願う。 1 提出されたパブリックコメント意見の全文をインターネット上で公開すること（個人情報等は適切に削除すること。）。) 2 意見提出者に賛成・反対・その他の区分を明示してもらい、その数を公表すること。 3 パブコメ結果に付される京都市の見解について、作成部署及び責任者（課長級以上）を明示すること。 4 A I等を活用した意見分類・要約作成の仕組みを導入し、要約作成手順を明文化すること。 5 国の行政手続法及びパブリックコメント制度の基準を参考にし、京都市の制度を明文化して改善すること。		
陳 情 者			
回付委員会	文教はぐくみ委員会		